

「新型コロナウイルス対策における町主催会議、行事等の実施方針について」及び「新型コロナウイルス感染症対策における町有施設の対応方針について」の名簿等の取扱いについて

おおい町新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス対策における町主催会議、行事等の実施方針について（令和2年6月19日時点）」（以下「会議等方針」という。）の下記の実施方針の条件⑤において「参加者の名簿を作成し、連絡先等が把握できること」とし、また、新型コロナウイルス感染症対策における町有施設の対応方針について（令和2年6月19日時点）」（以下「施設方針」という。）の下記の対応方針においても「可能な限り利用者の把握と記録に努める」こととしていますが、両方針に基づき入手する情報は、氏名及び連絡先の記録（以下「名簿等」という。）を原則とし、その保存期間については、下記のとおり取扱うこととします。

#### 記

会議等方針及び施設方針に基づく名簿等の個人情報の収集は、その目的が、会議等の参加者や施設の利用者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、その濃厚接触者を特定するためのみであることから、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、潜伏期間が1～14日、また濃厚接触者の健康観察期間が14日間とされていること目安に、個人情報保護の観点から、名簿等の保存期間は1月を基本とします。